

	質問事項	回答（案）	備考
1	改正貨物自動車運送事業法Q&A問4-15の実運送体制管理簿のイメージ図５で、真荷主から元請への矢印の注釈として「運送委託」と記載されているが、これは同法第１２条の規程に基づく書面交付（相互交付）を想定しているのか。	そのとおりです。	
2	改正貨物自動車運送事業法Q&A問4-15の実運送体制管理簿のイメージ図５で、一例として見本の掲載があるが、複数の車番やドライバーのフルネームまで管理することが煩雑であるため、実運送事業者の単位での管理でも差し支えないか。	実運送事業者の単位での管理でも差し支えありません。	
3	実運送体制管理簿の作成義務となる1.5トンについて、荷主からの貨物の内容が同一であるが着荷主がそれぞれ異なる場合、同管理簿の作成要否をどの様に判断するか。例えば、着荷主とトン数が、東京Ａ社0.5トン、栃木Ｂ社0.5トン及び群馬Ｃ社0.5トンの荷をＸ運送１社が請け負う際、これらを合計すれば1.5トンとなるが、この場合も同管理簿の作成が必要か。	左記の運送が一つの運送依頼である場合、1.5トン以上であるため実運送体制管理簿の作成が必要となります。	
4	元請事業者に報告する義務があるのは、実運送を行った事業者ごと報告となっているが、どこかがまとめて報告するのではないのか。	実運送を行う事業者が元請に報告する義務となっていますので、実運送を行った事業者ごと報告が必要となります。	